

令和5年度 第2回
八代市国民健康保険運営協議会
会 議 録

八代市健康福祉部国保ねんきん課

【日 時】 令和 6 年 2 月 15 日（木）午後 2 時～午後 3 時 30 分

【場 所】 八代市保健センター 1 階 集団検診室

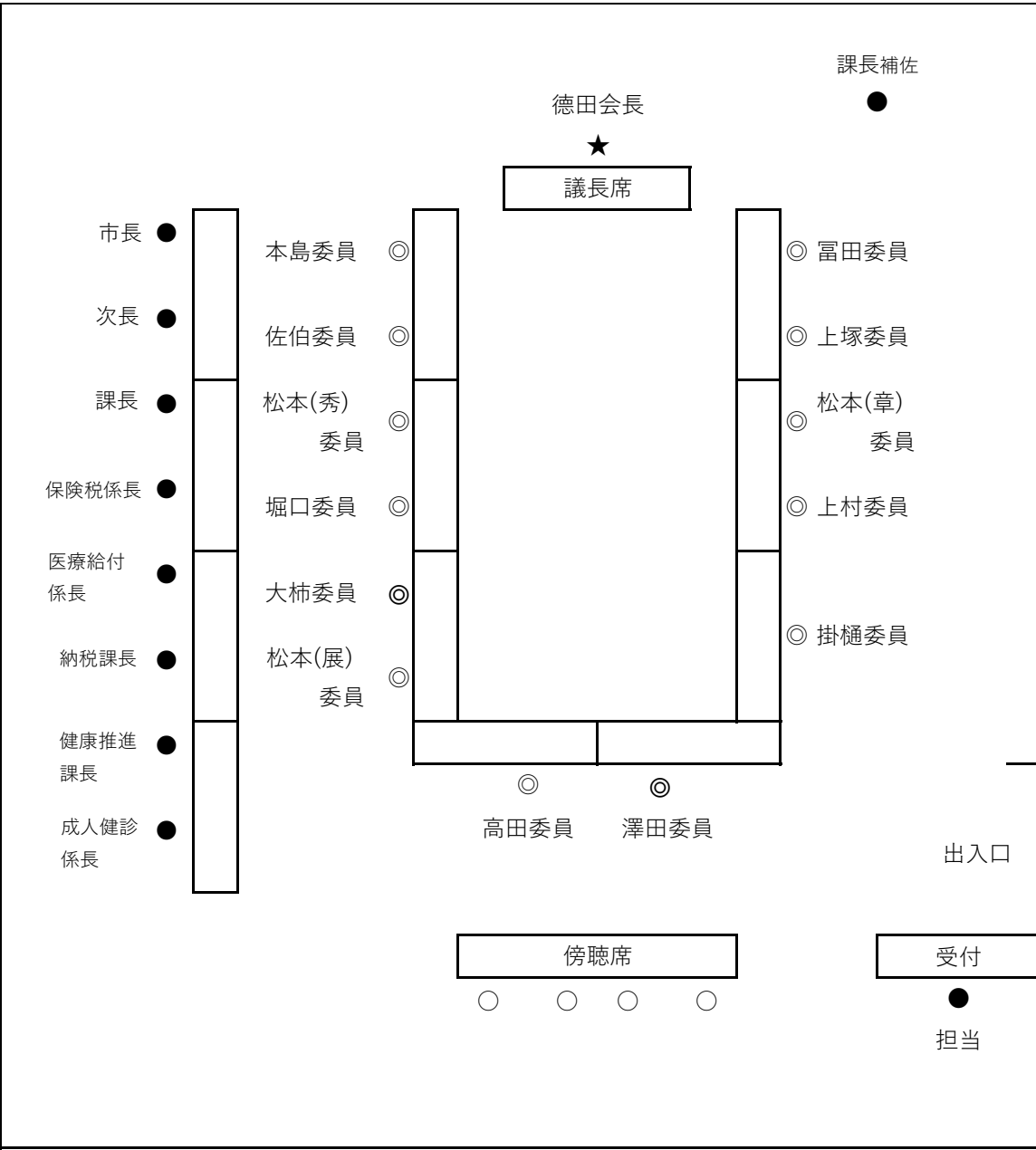
【出席委員】	会 長	徳 田 武 治
	副 会 長	掛 樋 洋 子
	被 保 険 者 代 表 委 員	本 島 磧 哉
	〃	佐 伯 きよみ
	〃	松 本 秀 美
	〃	堀 口 佳 寿 代
	保 険 医 ・ 薬 剤 師 代 表 委 員	大 柿 悟
	〃	松 本 展 武
	〃	高 田 博 樹
	〃	澤 田 一 昭
	公 益 代 表 委 員	上 村 耕 治
	被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表 委 員	上 塚 恭 司
	〃	富 田 和 典

【欠席委員】	公 益 代 表 委 員	松 本 章
--------	-------------	-------

【事 務 局】	健 康 福 祉 部 次 長	田 中 かおり
	国 保 ね ん き ん 課 課 長	早 川 孝 幸
	国 保 ね ん き ん 課 課 長 補 佐	時 枝 秀 一 郎
	国 保 ね ん き ん 課 医 療 給 付 係 長	山 田 卓
	国 保 ね ん き ん 課 保 険 税 係 長	上 野 洋 平
	国 保 ね ん き ん 課 保 険 税 係 参 事	松 岡 茂
	納 税 課 長	加 来 康 弘
	健 康 推 進 課 長	森 田 克 彦
	健 康 推 進 課 成 人 健 診 係 長	小 島 泰 子
	健 康 推 進 課 成 人 健 診 係 参 事	楠 本 敦 子

敬称略

会場配置図



【公開状況】 公開

【傍聴者数】 0名

【所 管 課】 国保ねんきん課 保険税係（内線 2 1 6 9）

【会 次 第】 1. 開 会
2. 会 の 成 立
3. 市 長 挨 拶
4. 会 長 挨 拶
5. 報 告
① 令和 6 年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）について
② 令和 6 年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）について
③ 令和 6 年度国民健康保険制度改正について（予定）
④ 国民健康保険特別会計の収支見通しについて
⑤ 八代市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス
計画）の素案について
6. 閉 会

【資 料】 令和 5 年度第 2 回八代市国民健康保険運営協議会 他
(別紙参照)

【発言内容】

○開会宣言：国保ねんきん課課長補佐

委員の皆様こんにちは。本日は、お忙しい中に、八代市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めます国保ねんきん課の時枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開始前ではございますが、本日の会議資料の確認をお願い申し上げます。事前に送付をいたしました資料が3種類ございました。

1つ目に、表紙に『令和5年度 第2回八代市国民健康保険運営協議会』と記載をいたしました、本日の次第及び委員名簿等を綴じましたものでございます。

2つ目に、『八代市国民健康保険運営協議会資料（資料1～4）』と示したものをお届けしております。

3つ目は、『八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）』と記載されたものでございます。

それと、本日、お席の方にお配りをしております資料が2種類ございます。

一つ目が、只今申し上げました、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の概要版といたしました、A3サイズ両面の資料をお配りしてございます。

それともう一つが、国民健康保険の予算書を1枚ものでお配りしてございますが、こちらは先にお送りをいたしました2つ目の資料の16ページ、こちらの差替えでございます。内側の数字の小計に誤りがありまして、合計の数字には変わりはないのですが、小計に誤りがございましたものですから差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上が本日の資料でございますが、資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、今しばらくお待ちくださいませ。

それでは定刻となりましたので、只今より「令和5年度 第2回 八代市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

なお、本日の会議は公開となっておりますが、期限までに傍聴の申し込みがございませんでしたことを報告いたします。それでは、本日の資料の1ページの次第に従い進行をいたします。

○会の成立：国保ねんきん課課長補佐

次第の2、会の成立でございます。本協議会は八代市国民健康保険条例施行規則に基づき運営をいたします。同規則第5条第1項に、「会議は過半数の委員が出席しなければ開くことができない」と規定されております。委員定数14名のうち、只今13名の委員の皆様がご参加をいただいておりますため、本日の会議が成立したことを報告いたします。

続きまして次第の3、市長挨拶でございます。中村市長お願いいたします。

○市長挨拶：市長

皆さん、こんにちは、中村でございます。ここ最近、大変暖かくなってまいりましたが、暦じゃ春になったとはいえ今の時期が一番寒い時期だったような記憶がいたしますけども、まさしく異常気象的なふうであろうかと思っております。皆様方におかれましても気温の変動によって、体調を壊されないように、そしてまた、インフルエンザ、コロナ等も最近増えているようでございますので、ご注意くださいというふうに思っております。

本日は、大変お忙しい中に、八代市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本市の国民健康保険事業をはじめ、市政全般にわたりましてご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、昨年11月には、令和6年度の国民健康保険税につきまして、繰越金や基金を活用することにより、税率等を据え置くことをご了承いただきまして、改めまして御礼申し上げます。

ご承知のとおり、本市の国民健康保険につきましては、高齢者人口の増加に伴う1人当たりの医療費の増加をはじめ、後期高齢者医療制度への加入者の移行や社会保険の適用拡大などによる現役世代の被保険者数の減少に伴う税収の減少が想定されるなど、多くの課題を抱えているところでございます。

本市といたしましては、被保険者の皆様が、安心して医療を受けることができるよう、安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、引き続きご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和6年度の事業運営計画案や予算案をはじめ、令和6年度の制度改革、国民健康保険特別会計の収支見通しなどについて、ご報告する予定でございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

大変申し訳ございませんけれども、この後、退席させていただくことをご理解いただければと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○国保ねんきん課課長補佐

ありがとうございました。

それでは、市長は、この後、公務の都合のため、大変恐縮ではございますが、退席となります。（市長、退席）

○会長挨拶：国保ねんきん課課長補佐

続きまして次第の4、会長挨拶でございます。徳田会長よろしくお願いいたします。

○会長挨拶：会長

はい、承知いたしました。委員の皆様、こんにちは。本協議会の会長を仰せつかっております徳田でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

国民健康保険は、私たちの健康の維持・改善や生活の質の向上につながるとても大切な制度であります。私たちは、本協議会の委員としまして、八代市国民健康保険事業が円滑に安定して運営し続けられるよう、協力しなければならないと考えております。

さて、本日は、令和6年度の事業計画や予算、制度改正の動き、そして第3期データヘルス計画の素案などについて、報告されることになっております。

昨年11月の会議のときと同様に、委員の皆様からの積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はお世話になります。終わります。

○進行交代：国保ねんきん課課長補佐

徳田会長ありがとうございました。続きまして次第の5、議事にはいります。

八代市国民健康保険条例施行規則、第4条第1項に「会長は、協議会の会議を招集し、会議の議長となる」と規定されておりますため、今後の議事の進行は、徳田会長に引き継いでいただきます。それでは、徳田会長よろしく願いいたします。

○議長：会長

はい。承知いたしました。それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。署名委員は、会議録作成後その内容を確認し、署名・押印をしていただきます。それでは、申し上げます。本島 碩哉（モトシマ セキヤ）委員さん、澤田 一昭（サワダ カズアキ）委員さんに署名委員をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に進みます。

報告の1項目め、「令和6年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○国保ねんきん課課長

皆さんこんにちは。国保ねんきん課の早川でございます。これからの説明につきまして、着座にて説明させていただきます。こちらは、八代市国民健康保険運営協議会資料1～4を使いまして、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。資料1「令和6年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）」について、でございます。

まず、「Ⅰ. 計画の趣旨」です。こちらは、11月の第1回運営協議会の時に説明をさせていただきました。変更点としましては本計画に6つの重点目標を設定しておりますので、その中でそれぞれご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、2ページをお開きください。

こちらの方に重点目標ということで6つの目標を立てております。1番目に被保険者資格の適正化、2番財政の健全化、3番保険事業の充実、4番医療費適正化対策、5番広報活動、6番職員の研修といたしております。

それぞれ、詳細について説明いたします。

3ページをお開きください。

「1. 被保険者資格の適正化」について、でございます。

国保事業の運営にあたっては、被保険者資格の適用対象の把握が重要であり、窓口における被保険者資格の審査を徹底するとともに、こちらに記載しております(1)から(4)のとおり、国民年金の資格喪失一覧表を活用した国保の加入・脱退の勧奨通知の発送等による被保険者資格の適正化や、外国人に対する被保険者資格の適用適正化、居所不明者の実態調査を行うなど、被保険者資格の適用適正化に努めてまいります。

4ページをお願いします。

「2. 財政の健全化」について、でございます。

(1)の適正賦課については、国保の恒常的な安定運営のため、適正な賦課の確保に努める必要があります。こちら①から④にありますとおり、市民税課と連携を取りながら、被保険者の所得を把握し、賦課漏れを無くすとともに、未申告者に対する申告勧奨も行っています。

(2)国保税率につきましては、国保の都道府県化に伴い、県から国保事業を運営するために必要な標準保険料率が示されます。それを参考に、将来にわたって国保財政の健全化維持を考慮し、各市町村で税率設定を行うこととなっております。本市におきましては、令和2年度に累積赤字は解消されたものの、被保険者数の減少に伴う税収の減、国保被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は年々増加しているため、県全体の医療費はおおむね横ばいで推移することから、市町村が支払う国保事業費納付金もほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。皆様方のほうに、昨年11月の第1回運営協議会にて、保険税率の据え置きについて諮問しましたところ「今後、収支の悪化が見込まれる中、本来であれば税率を引き上げるべきであるが、被保険者への負担を考慮し、当面は繰越金や基金を活用することにより、令和6年度の保険税率は現行のまま据え置くこと」との答申をいただきましたので、この答申を踏まえまして、令和6年度も保険税率を据え置くこととしたところでございます。

5ページをお開きください。

(3)収納(滞納)対策についてです。

令和4年度末現在の滞納累計額は約6億8,400万円となっています。令和3年度末では約7億5,700万円でしたので、7,300万円近く減少しているところでございます。

今後も滞納者の実態の分析等を行い、個別指導の強化を図りながら収納率向上のための取組みを実施します。納税課において①から④による、滞納処分の強化や納税機会の確保を実施するほか、国保ねんきん課では、⑤短期の保険証交付、資格証明書の交付による滞納者との接触の機会を図ること、⑥保険給付を窓口給付にすること、保険給付額を直接滞納額に充当する保険給付の受領委任制度を活用すること等により、収納率の向上を図ります。

なお、収納率の推移は表のとおりでございますが、令和6年度は前年度の収納率を上回る95%を目標としております。

6ページをお願いいたします。

「3. 保健事業の充実」です。

第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画に基づいて、保健事業を実施いたします。なお、これらの計画の詳細については、報告⑤八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の素案について、の中でご説明させていただきます。

この計画において、健康推進課が実施する「特定健康診査、特定保健指導」を重点事業として位置付け、健診受診率35%を目標に、生活習慣病の発症予防と重症化予防を中心とした事業を行います。

(1) 特定健康診査、特定保健指導については、平成28年度から実施しています「ワンコイン特定健診」に、心電図等の検査項目を追加し、健診内容の充実を図り、さらに医療機関と連携し、「特定健診同等検査情報提供事業」を実施し、特定健診及び特定保健指導の受診率向上を目指します。次を飛ばしまして、9ページをお願いいたします。

(3) その他の保健事業等でございます。高齢者支援課、健康推進課、国保ねんきん課では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を令和4年度から開始しています。

これは、国保の保険事業や介護予防事業と高齢者の保健事業を一体的に実施し、保険者間の健康情報等の円滑な引継ぎを行い、多様な課題に対応し、切れ目のないきめ細やかな保健事業を実施するものです。その下、健康推進課では、健康に関する情報提供については、キャラクターを活用し、ホームページやSNS等により周知します。

また、国保ねんきん課でも医療費の現状を中心とした出前講座を実施します。

10ページをお願いします。

「4. 医療費適正化対策」です。

増大する医療費の適正化を図るための取組みを行っているところでございます。

(1) の特定健診・特定保健指導の受診率向上対策では、利便性の向上として、①受けやすい健診体制の充実を図ること、②国保人間ドック・脳ドックで特定健康診査を実施すること、③個人で実施の人間ドック受診者からの情報提供を受け、特定健診受診とみなす人間ドック情報提供事業を実施します。また、未受診者対策の強化として、④新たに健診

対象となる４０歳の自己負担の無料化及び、⑤健診未申込者に対し、特定健診の受診券や特定健診同等検査情報提供等の送付を実施します。また、周知啓発活動の強化、関係機関との連携を図り、特定健診の受診率向上を目指します。

（２）糖尿病等重症化予防対策では、主に①特定健診の結果から、糖尿病等の重症化の危険性の高い者を抽出し重症化予防の保健指導を医療機関と連携し実施します。②早期腎症を発見するために、高血糖者を対象に微量アルブミン尿検査を実施します。

１１ページをお願いします。

（３）ジェネリック医薬品の普及啓発・使用促進について、本市のジェネリック医薬品の使用割合は、現時点で８０％を超えていますが、引き続き使用割合の向上を目指し、①ジェネリック医薬品希望シールの配布や②利用差額通知の送付などの取組を実施します。

１２ページをお願いいたします。

（６）人間・脳ドック助成事業の実施について、令和６年度も引き続き１２の医療機関と連携し、医療費適正化と健診の受診率アップによる調整交付金（努力者支援分）の増額を目指します。

（７）人間ドックの受診情報提供者への報奨金は、特定健康診査の実施項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果の情報提供者へ報奨金を交付するものでございます。

（８）重複・頻回受診者に対する適正受診の指導は、１か月に４か所以上の異なる医療機関若しくは同じ診療科を２か所以上受診している「重複受診者」、１か月に同じ医療機関を１５回以上受診している「頻回受診者」を個別訪問し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導を行い、自主的な健康づくりを支援します。更に１か月に同作用薬の重複処方が発生した「重複服薬者」、処方薬剤数が１５種類以上の「多剤投与者」に対しても戸別訪問を行い、医療機関や調剤薬局に相談するよう勧奨していきます。

（９）はり・きゅう等の施術助成では、一人あたり１回１,０００円、年間１５回分の助成を予定しております。

１３ページをお願いします。

（１０）健康づくりに関する意識啓発について、国保だよりを定期的に年４回作成し、国民健康保険制度や医療費の状況、適正受診の啓発、国保財政状況等を掲載し、全戸配布します。

健康推進課でも、生活習慣病予防通信「すら〜っと！」を年１回、全戸配布します。

（１１）第三者行為の把握と適正な求償事務について、国保連合会の第三者行為等診療報酬明細書一覧表により毎月、交通事故等第三者行為にかかる治療を受けた被保険者を把握し、未届けの該当者へ届出勧奨通知を送付することにより、求償事務の適正な実施につなげ、医療費の適正化を図ります。

１４ページをお願いいたします。

「**５．広報活動**」でございますが、こちらに書いています年度計画に基づきまして「国保だより、広報やつしろ、FMやつしろ」を主な広報媒体として、周知啓発を行ってまいります。

１５ページをお願いいたします。

「**６．職員の研修**」です。

職員の資質向上のために研修を積極的に行ってまいります。具体的には、（１）都市国保協議会により、九州管内や県内の他市との意見交換、研修を行う予定でございます。また、（２）庁内研修については、市民課、納税課、支所担当課等、国保業務に携わる課が多岐に渡りますので、職員の知識の習得、情報共有、協力連携のために研修を行います。また、（３）県や国保連合会等の主催する専門的な研修会にも積極的に参加します。

以上で令和６年度国民健康保険事業運営計画（案）について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長：会長

はい。ありがとうございました。長い説明になりましたが、いかがでしょうか。

それでは、ただいまの事務局の説明について何かご質問がございましたら遠慮なくお申し出ください。お願いいたします。

はい、お願いいたします。

○委員

１２ページの（８）のところでですね。重複とか頻回受診者、これ令和５年度の１２月末の実績が載っていますが、この人達はなぜ、こういうふうに重複したり、頻回に受診されるのかというのと、それから市のほうから勧奨を行って、医療機関や調剤薬局で相談するよう勧奨を行った後、どのような変化が見られたのか教えていただければと思います。

○議長：会長

はい、事務局、今の質問わかりましたか。

○国保ねんきん課医療給付係長

はい、医療給付係の山田と申します。只今、委員からお尋ねのありました、重複頻回受診者の件でございますけども。まず重複受診と頻回受診は、こちらの説明にありますように、１か月４か所以上異なる医療機関、もしくは同じ診療科を２か所以上受診している方を重複受診者、１か月に同じ医療機関を１５回以上受診している頻回受診者というふうに定義してあります。まず、重複受診の中には、高齢の方がやはり多いんですけども、４か所以上といっても、高齢の方においては、適正な受診といえますか、歯医者に行き、整形外科に行き、内科に行かれてと普通に４か所以上行かれる方もいらっしゃる。そういう方に関しては、訪問して状況をお聞きしまして、これは適正な受診ですねという場合には、引き続き受診をしていただくようお願いするんです。例えば、整形外科に２か

所も3か所も行かれている方とか、そういう方もたまにいらっしゃいます。そういう方に関しては、1か所に行かれたほうがいいですよとかですね。一番多いのが、シップをもらう際、複数の病院から沢山のシップをもらわれている方に関しては、1か月にもらえる数量が決まっていることを話しまして、そこを整理していただくことをお話ししています。そういう方も何人か数か月後に再度状況をお伺いしたら、適正に受診の回数を減らされているということもございますので、そういった面では、効果があったのではないかと思います。あとお薬に関しましても、訪問した時に沢山お薬が残っていたり、同じような処方やお薬があった場合、お話を聞きまして、これとこれは一つに出来るかもしれないので先生にご相談くださいなど、少しずつ医療費を減らすようなご相談をしているところでございます。以上になります。

○議長：会長

そして、その結果は。

○国保ねんきん課医療給付係長

はい。結果としましてはですね。訪問したこの人数のところは、全員ではありませんけれども、数か月後に再度状況確認したところ、おおよそ1割～2割の方で医療費が減りました。体調が良くなったという医療費以外の面でも効果が見られるところもありますので、医療費としても効果が若干ではありますけれども出ているところであります。以上です。

○議長：会長

委員さん、よろしゅうございますか。はい。

あのですね、病院に行くのが中毒的な高齢者も今は非常に多いらしいです。行かんばどやんしてん気持ちがおさまらんとたい。そういう人もだいぶいらっしゃるんだそうでございます。他にございませんでしょうか。お気づきの点がございましたら、遠慮なくおっしゃってください。よろしゅうございましょうか。次に参って。

はい、お願いいたします。

○委員

今の12ページの(6)で令和5年から令和6年には医療機関が1個減っているんですけど。どこが減ったのかというのと、何で減ったのかというのを教えていただければと思います。

○議長：会長

事務局それは発表してよかと。公表してよければ、公表してください。

○国保ねんきん課医療給付係長

はい。先月の広報誌2月号折りこみの国保だよりには医療機関の一覧を載せているんですけども、その中で昨年度岡村医院さんがされていたんですが、今年度から岡村医院さんが、対応が難しいということで減っています。すみません、詳しい理由等につきましては、

お聞きしてないところで、申し訳ございません。

○議長：会長

よろしゅうございますか。はい。ありがとうございました。

他にございませんかね。お気づきの点があったらまた後でも結構でございますので、次に進ませていただきます。

○議長：会長

続きまして、報告の2項目め、「令和6年度八代市国民健康保険特別会計（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○国保ねんきん課課長

それでは、引き続き、私、早川がご説明させていただきます。

別に今日お配りしております、こちらの資料2を使って説明させていただきます。

それでは、予算額の部分につきましては前年度予算との比較になっており、「表の左欄が歳入で右欄が歳出でございます。金額の単位は千円で表示しております。

なお、この予算案につきましては3月の市議会定例会に上程し、審議されることとなっております。それでは、令和6年度の予算について説明させていただきます。予算総額は、歳入・歳出それぞれ一番下の合計欄に記載させていただいておりますが、同額170億1,472万3千円を計上予定としています。

令和5年度当初予算と比較しましては、2億573万1千円の増額でございます。

予算総額が増額した主な理由としては、「保険給付費」が増額したことによるものでございます。

まず、右側の欄【歳出】についてご説明させていただきます。「R6年度当初」の列をご覧ください。

1「総務費」に、1億8,980万3千円を計上しています。主なものは、被保険者証送付等の事務経費や職員給与経費等でございます。前年比1,070万6千円の増額となっております。

主な増額要因としましては、納付書発送委託並びにマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費用となっております。

2「保険給付費」でございます。121億868万2千円を計上しています。

保険給付費の主な内訳としては、被保険者が医療機関等を受診された際、窓口で支払う患者負担分を除いた保険給付費を含む「療養諸費」のほか、その患者負担分が所得に応じて設定された負担限度額を超えた場合に支給する「高額療養費」でございます。

前年度と比べて2億6,106万7千円の増額となっております。増額の主な要因としましては、1人当たり費用額の増及び70歳以上の被保険者増に伴う療養給付費が増額したことによるもので、主に療養諸費が2億941万5千円の増額となっております。

3「国民健康保険事業費納付金」に45億3,294万7千円を計上しています。これは、県が県全体の医療費を推計し、必要な額を各市町村へ割り当てるものです。前年度と比べて6,552万7千円の減でございます。

4「共同事業拠出金」80万7千円は、国保連合会が行う広報事業にかかる経費に対する県内市町村の拠出金が主なものでございます。

5「保健事業費」に、1億5,789万1千円を計上しています。

内訳は「疾病予防費」及び「特定健康診査等事業費」です。

(1)「疾病予防費」は、はり・きゅう・マッサージや人間ドック・脳ドックに対する助成事業のほか、ジェネリック医薬品の普及促進のための希望シールの配布や差額通知などでございます。

(2)「特定健康診査等事業費」は、特定健診や特定保健指導にかかる委託などに要する経費でございまして、今後更なる周知啓発を強化し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指しています。

6「基金積立金」3千円は、令和4年度に積み立てた「国民健康保険財政調整基金」3億5,000万円の利子相当分でございます。歳入で受けて、同額を歳出で同「基金」へ積み立てることとなっています。

7「諸支出金」の1,459万円は、国保の資格喪失に伴う保険税の還付金が主なものでございます。

最後に、8「予備費」に1,000万円を計上しています。

以上が歳出でございます。

続きまして、左側の欄【歳入】についてご説明します。「R6年度当初」の列をご覧ください。

1「国民健康保険税」に、29億6,323万4千円を計上しています。

これは、国民健康保険の被保険者約2万9千人分の保険税です。

令和5年度当初予算と比較しますと、2億2,475万1千円の減となっています。

減額となった主な要因は、被保険者数の減少によるものでございます。

2「使用料及び手数料」は、滞納者に対する督促手数料300万円です。

3「国庫支出金」290万4千円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う改修費用分が交付されるものでございます。

4「県支出金」に、124億1,157万8千円を予定しています。

前年度と比べて2億6,716万5千円の増となっています。その主な内訳は普通交付金でございます。

これは、歳出にある「国民健康保険事業費納付金」を県に納付する一方で、保険給付費にかかる全額を県が普通交付金により交付するものでございます。

よって、「県支出金」が増額となった主な理由は、歳出の2「保険給付費」の増によるものでございます。

5「繰入金」に14億8,501万6千円を予定しています。

これは、一般会計からの繰入金として、その主な内訳は、（1）職員給与費等繰入金、低所得者に対する保険税の軽減分を補填する（3）「保険基盤安定繰入金」などです。

（6）こども医療費事業補填分については、医療費助成に係る国庫負担（療養給付費等負担金及び普通調整交付金）の減額調整措置が令和6年度より廃止されることに伴い減額となったものでございます。

（7）産前産後保険税繰入金については、令和6年1月1日に施行された、産前産後保険税軽減制度に係る繰入金でございます。

6「財産収入」に3千円を予定しています。これは、令和4年度に「財政調整基金」の積立基金3億5,000万円の利子相当分でございます。

7「諸収入」に2,714万円を予定しています。その主なものは、保険税滞納分にかかる延滞金や交通事故等にかかる第三者納付金でございます。

最後に、8「繰越金」に1億2,184万8千円を計上しています。これは、保険税減収に伴う歳入の補填として繰越金を増額するものでございます。

以上で、「令和6年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長：会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について皆さんの何かお気づきの点があったら遠慮なく質問してください。

はい、お願いいたします。

○委員

歳出の5番保険事業費の（2）特定健康診査等事業費のところでは指導の委託というお話しがあったんですけど、これはどこに委託されているのかと思って、お聞きしたいと思います。

○議長：会長

はい。事務局よろしゅうございましょうか。どこに委託しているのか。

○健康推進課課長

はい。健康推進課でございます。特定健診を委託で事業を行っておりますが、特定健診後の保健指導についても一部の保健指導については健診機関に委託をしております。健診機関が県の総合保健センターとくまもと健康支援研究所に一部保健指導の委託をしているところです。

○議長：会長

よろしゅうございますか。そうですね、はい。よろしいようでございます。他にございませんですかね。よろしゅうございますか。ありましたら、また後でもこうゆうことについてお聞きしたかったのについて思い出していただければ、その都度お申し出くださいませ。それでは次に参りますがよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、報告の3項目め、「令和6年度国民健康保険制度改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○国保ねんきん課保険税係長

国保ねんきん課保険税係の上野です。よろしくをお願いいたします。私からは、令和6年度の国民健康保険税の制度改正について、2点ご説明をいたします。着座にて説明いたします。

17ページ資料3をお願いいたします。

1つ目が、国民健康保険税の課税年度額の見直しでございます。概要のところに、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるということでございます。

一番下に令和3年度以降の推移ということで、表を作っておりますけれども、国民健康保険税が基礎課税分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分、この3つの部分をそれぞれ計算して、それを合算したものが世帯の国保税の金額となります。それぞれに限度額が設定してありまして、この令和5年度は基礎課税分が65万円、後期高齢者医療支援金分が22万円、介護納付金分が17万円というふうにそれぞれ設定してあります。

今は、最高限度額は104万円がその世帯の最高額になっております。こちらが、令和6年度になりましたら、真ん中の後期高齢者医療支援金分のところが、2万円増えまして、24万円になるということで、世帯の最高限度額は106万円になるという予定でございます。

こちらにつきまして、何故この限度額を引き上げるかという目的・趣旨なんですけれども、高齢化、医療の高度化等にもともなう医療費が増えることに対して、国保税の引き上げだけで、必要な収入を賄おうとすると、今の高所得の方々は税率を引き上げても、限度額があるので負担が増えないと、逆に限度額まで届かない中間所得層の方々は、税率を引き上げると、負担が増えてしまうということで、高所得層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担を求める構造になってしまいます。そのため、限度額の引き上げというのは、高所得層にも応分の負担を求めることで、負担が重い中間所得層の負担上昇をできる限り緩和するという狙いがございます。

こちらが、1点目の課税限度額の見直しということになります。

続いて、18ページになります。

2つ目が、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。こちらの概要は経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置に不利益が生じないようにする必要があるた

め軽減判定基準の見直しを行うというものでございます。

国保税は所得に応じまして、7割、5割、2割軽減という、法定で軽減制度があります。こちらに計算式が書いてありますけれども、例えばお一人世帯だった場合、今は、7割軽減というのは、43万円以下。43万円以下の所得であれば、一人世帯の場合、7割軽減されます。2段目の5割軽減は、もし、一人世帯であった場合、43万円プラス29万円ということで、72万円以下であれば、5割が軽減される。その下の2割軽減になりますと、43万円プラス53万5千円ということで、96万5千円以下であれば、2割軽減される、という風になっております。こちらが、改正後になりますと、5割軽減の方は29万円足すところが、29万5千円になりますので、5千円増えます。72万5千円以下であれば、5割軽減になる。2割軽減の基準額の方も、1万円幅が広がりますので、97万5千円以下であれば、2割軽減される、という風に変更される予定でございます。

こちらにつきましても、軽減判定所得の引き上げというのは、5割軽減と2割軽減の判定基準額というのは物価上昇、所得水準の全体的な上昇の影響で、今まで軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、経済動向等を踏まえて見直す慣例となっております。

この見直しの幅は政府が、消費者物価などを総合的に勘案して決めているものでございます。

こちら軽減判定所得の引き上げについては、昨年に引き続き2年連続の引き上げということになります。簡単ではございますが、これで説明を終わります。

○議長：会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問がありましたらお申し出くださいませ。

はい、お願いいたします。

○委員

17ページの改正による影響のところで、影響を受ける世帯が約570世帯とありますが、これは全世帯数の何割ぐらいにあたるのかなと思ってお尋ねしたいと思います。

○議長：会長

はい、事務局、今のご質問わかりましたですね。大丈夫かい。

はい、お願いします。

○国保ねんきん課保険税係長

はい。この570世帯というのは、全世帯に対して約3%の世帯数となっております。

○議長：会長

3%、その答弁でよろしゅうございますか。ありがとうございました。他にございませんかね。よろしゅうございますか。次に進みましょうか。進ませさせていただきます。

続きまして、報告の4項目め、「国民健康保険特別会計の収支見通しについて」、事務

局から説明をお願いします。

○国保ねんきん課課長

国保ねんきん課の早川でございます。

資料は19ページのA3版を縦にして見ていただければと思います。

こちらの方、本市国保特会の収支見通しということで、平成30年度から令和4年度につきましては実績値、令和5年度は見込み値、令和6年度は当初予算、令和7年度から11年度については推計値で記載しております。金額は千円単位でございます。

令和5年度の縦の欄をお願いします。こちらの方、黄色でしている部分の一つ上のところが、「実質収支」となります。令和5年度は6億8,618万7千円の黒字を見込んでおります。

その下の「単年度収支」は、11月に開催しました国保運営協議会においても説明しておりましたが、歳入総額から歳出総額及び繰越金を引いた額で、3,619万円の赤字を見込んでいるところでございます。

令和6年度縦の欄をお願いします。こちらにつきましては令和6年度の予算額を記載しております。なお、資料2の予算額と歳出総額と歳入予算総額が若干異なるところがありますけれども、歳入の繰越金については、令和5年度繰越見込み額を加味していますので、資料2の歳入総額より5億6,433万円程多くなっているところでございます。令和6年度の当初予算分につきましても、実質収支では5億6,433万9千円の黒字で単年度収支では1億2,184万8千円赤字ということで、この分を繰越金で補っているところでございます。

令和7年から9年度の分について記載させていただいていますけれども、この中で見ていただくところは、令和9年度の欄を見ていただければと思います。

令和9年度につきましては、繰越金の7,981万1千円をすべて使い果たし、基金も使っていくって実質収支がこの時に0円になってしまうという形になります。

令和10年度では、基金の残高1億1,070万2千円も使いまして、実質収支は2億5,763万2千円の赤字となると見込んでいるところでございます。

実質収支が今後減少していき、赤字になる主な要因ですが、上段の方の保険税収入の部分につきまして、被保険者数の減少に伴いまして、こちらも減少しているところでございます。こちらにつきましては、令和7年度から令和11年度の推計値においても、前年度の98.84%から98.03%程度減少していくと見込んでおります。

これに対して、下段を見ていただきますと、歳出の「国保事業費納付金」は、県に支払う納付金なんですけれども、こちらにつきましては、国保加入者数は減ってきていますが、1人当たりの医療費というのは年々増加しているところがございます、こちらの事業費納付金につきましては、今後の減少率99.9%を基準にしたところで、ほぼ横ばいで推移し

ていくと見込んでおります。

歳入の「保険税」の減少傾向と、歳出の「国保事業費納付金」の横ばいの傾向は、今後も続くことが予想されているため、実質収支は年々減少して行き、先程申し上げましたとおり令和10年度に赤字を計上する状況になりうると見込んでいるところでございます。

この見込みにつきましては11月の国保運営協議会でもご説明させていただきましたけれども、そのうえで、「令和6年度八代市国民健康保険税の税率等」については、当協議会にて慎重に審議していただきまして、据え置きという形にさせていただいたところでございます。

ただ、ここら辺を見ていただく中で、今日の新聞にも載っていたかと思いますが、熊本県国保運営方針の中で、令和12年度に、県内の保険料水準の統一、すなわち実際の保険料は県内どこに住んでいても同じ所得水準、世帯構成であれば、同じ保険料を支払うというロードマップが示されたところでございます。その方針を踏まえまして、今回、令和5年度の決算及び令和6年度の賦課決定後に、再度、今後の収支見通しを精査し、令和6年度に開催する国保運営協議会において、令和7年度以降の保険税率等について、再度ご審議をしていただきたいと考えております。

以上で、本市の国民健康保険の特別会計の収支見通しの説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長：会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明の後半に事務局がちょっと申し上げた、これですね今朝の新聞。これに書いてあったようでございますね。はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かお尋ね、ご質問があったら遠慮なくお申し付けくださいませ。

私達、八代市も高齢化がご案内のとおり進むばかりでございますもんね。そして、社会保険のほうに加入する人達も多くなるし、だんだん厳しくなるようでございますね。まさに、社会現象でございませうか。ございせんか。よろしゅうございますか。はい、それでは先に進ませていただきます。

続きまして、報告の5項目め、「八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の素案について」、説明を事務局からお願いします。

○健康推進課課長

健康推進課森田です。よろしくお願いいたします。それでは、計画の案について、着座にて説明させていただきます。

計画は前もって、計画書（案）を資料としてお送りしておりますが、計画書すべてを説明するのは時間の都合上難しいことから、本日はお手元に配布しております、カラーのA3サイズの概要版で説明をさせていただきます。

1 ページでございますが、基本的な考え方と目的を書いております。本市国保におきまして保健事業を引き続き実施するにあたり、国の指針に基づき、「第3期データヘルス計画」と「第4期特定健康診査等実施計画」を、一体的に策定いたします。目的としましては、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持増進を図ること、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化を目指すものです。

資料を開いていただいて、見開きの2ページをご覧ください。

資料左上にあります「第2章 第2期計画にかかる考察及び第3期における健康課題の明確化」についてですが、第2期計画の平成30年度から令和4年度までの国保データベースの健診結果、レセプト、介護データなどを活用して、現在の計画の評価、考察を行っています。そのデータのうち、特徴的な3つのデータを掲載しています。

1点目の表では、65歳から74歳の前期高齢者の被保険者の割合が、令和4年度は、平成30年度より3.6ポイント増加しておりまして、国民健康保険加入者の高齢化が進んでいます。全体の被保険者数は減少しておりまして、総医療費も減少しておりますが、1人当たりの年間の医療費は、平成30年度より26,623円増加しています。これは、本市と同規模の自治体の平均より高い状況でございます。また、表にはありませんが、40歳未満からの生活習慣病が進行し、65歳以上の高齢期になって重症化や複数の慢性疾患につながっている状況もみられています。

次に、右の上の表です。生活習慣病の発症につながるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が増加傾向にあります。その下の表は、特定健診の受診率ですが、令和4年度は31.8%となっており、特に、全体の受診率に比べると、40歳代、50歳代の受診率は、24.5%と低い状況にあります。このような第2期計画の評価、考察を踏まえまして、第3期に向けての主な健康課題を、右上の表にまとめています。

健康課題としましては、1人当たりの医療費が増加しています。特に本市は、原因として、入院医療費の増加が挙げられます。

脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全は、その原因となる糖尿病、高血圧などの重なりが重症化につながっています。

また、高血糖や高血圧の有所見者が増加しており、その原因となるメタボリックシンドロームに該当する方も増加しています。

特に、40歳代、50歳代の若い世代には、腎不全や脳血管疾患が増加しており、危険因子となるBMI25以上の肥満者の割合が大きく増加しています。

40歳代、50歳代の生活習慣病を予防する特定健診の受診率が低いことが分かっています。

次に、下の表になりますが、このような健康課題の解決へ向け、第2期計画に引き続き、中長期目標として、1人当たりの医療費の伸びの抑制と、脳血管疾患、虚血性心疾患、人

工透析となる疾患の新規患者数、割合の維持・減少を目標に取り組みます。

中長期目標を達成するための短期目標として、疾患の早期発見・早期治療につながる健診の受診率の向上、特に40歳代、50歳代の若い世代からの早期受診を勧奨します。

また、疾患の原因として共通リスクとなる高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の該当者の減少を目指します。

このため、6つの個別保健事業に取り組みます。

1つ目、(1) 特定健診です。まずは健診を受けていただくことが重要です。受診率の低い40歳代、50歳代の受診率向上に向けた未受診者対策を強化していきます。

次に、(2) 特定保健指導です。将来の生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、40歳代、50歳代の若い世代の対象者の実施率向上を目指します。

疾患の重症化予防の取組として、まず、(3) 糖尿病性腎症重症化予防です。糖尿病性腎症は、進行すると人工透析に移行する危険性があります。血糖値や血圧等のコントロールが重要であり、医療機関未受診者や治療中断者が重症化していることから、まずは、未治療者を医療につなげ、治療中の方に対しては、医療機関と連携した保健指導を実施します。

(4) メタボリックシンドローム重症化予防においては、メタボリックシンドローム該当者には男性が多く、また、若い男性の脳血管疾患が多いことから、40歳代、50歳代の若い世代の男性を優先して、生活習慣の改善など保健指導を実施します。

(5) 脳動脈に異常が起きることが原因で起こる脳卒中などの脳血管疾患の重症化予防では、40歳代、50歳代の若い世代にも増加傾向がみられることから、健診結果におけるハイリスク者に対して重点的に保健指導を実施します。

(6) 心臓の筋肉に血液を送る血管の病気で、狭心症や心筋梗塞などの虚血性心疾患の重症化予防では、メタボリックシンドロームや悪玉コレステロールと呼ばれるLDLコレステロールが関連していることから、ハイリスク者には、医療機関受診や医療機関と連携した保健指導を実施します。

次に裏の3ページをご覧ください。個別保健事業は、目標値を設定し評価していきます。そちらの表は、主な目標値で中長期目標と短期目標に整理しています。中長期目標では、対象とする疾患の医療費の減少を目標とします。短期目標では、中長期目標の対象疾患の危険因子となる高血糖や高血圧、LDLコレステロールのハイリスク者およびメタボリックシンドローム該当者の割合の減少を目指します。星印が付いた項目は、県内共通の指標であり、健診の受診率と保健指導の実施率を高めてまいります。

次に、生活習慣病予防は、ライフステージに応じた対策が必要です。生活習慣病の重症化予防が、介護予防や健康寿命の延伸と深くかかわることから、生活習慣病の予防は大変重要なものです。特定健診の対象となる40歳より以前からの予防活動、また、子どもた

ちの肥満は、将来の生活習慣病やそれに伴う動脈硬化性疾患の予防の視点からも注目されています。そこで、40歳未満へのヤング健診や保健指導、生活習慣の改善などの健康情報の提供、また高齢者に対しては、保健事業と介護予防を一体的に連携して実施していきます。

最後になりますが、この計画は、3年後の令和8年度に進捗確認の中間評価を行い、計画の見直しを行います。そして、最終年度の令和11年度においては、次の第4期計画の策定を行います。計画につきましては公表し、市民に対してホームページや市報などで周知を行ってまいります。

以上で、八代市国民健康保険 第3期保健事業実施計画の説明を終わります。

○議長：会長

はい。ありがとうございました。説明に対していかがでございますでしょうか。データヘルス計画ですね。はい、お願いいたします。

○委員

2ページの下の方の1. 特定健診個別保健指導のところで、未受診者対策を強化しますというふうに説明をされましたが、具体的にどういうことを、まあ保健指導なんだろうけど、されるのかなと思って、お尋ねします。

○議長：会長

はい、事務局、いいですか。

○健康推進課課長

はい、健康推進課です。特定健診の未受診者対策としましては、これまで受けていない方に対しまして、受診いただくように通知等を出したり、未受診者に対しては、電話や訪問等で受診いただくように勧奨して参りたいと思っております。また、来年度も未受診者対策については工夫をしながら取組を進めたいと思っているところです。

○議長：会長

そこまでしてやるの。そして、市民は他人事のように受け止めておるとか。行政も頑張ってくれているんですね。はい、実態が良くわかります。委員さんよかったですか。突っ込んで、突っ込んで何かお聞きください。

○委員

すみません、通知を出されたり、電話されたり、訪問されたりして、その効果というのは、目に見えるような効果が上がっているのでしょうか。

○議長：会長

どうですか。効果は上がっているんですか。

○健康推進課課長

はい。今年度も実施したところですが、若い方についてはなかなか電話での受診勧奨で

は、日中、仕事等もありますので、受けていただけない状況にあります。通知のほうを受診率につながるというようなデータも出ておりますので、効率的な受診勧奨を今後も行っていきたいと思っているところです。効果のデータがなく申し訳ございません。

○議長：会長

どうですか。はい、お願いいたします。

○委員

今お話しがあったように、特定健診とか保健指導とか一般市民の方対象にですね、効果を上げるというような、なかなか大変なんだろうなということで、ご苦労お察ししております。そもそもですね、こういったものに該当しないというのが一番かと思っております、そのためには予防が大事かなと思っております。

それには個人の健康への意識が重要ということで、意識啓発というのが重要になってくるかと思えます。このデータヘルス計画をまた今後公表していくということですので、できましたら、その際に、例えば広報紙に載せる時に健康に関する特集、スポーツとか、食事とかの特集記事を載せるとか。あるいは、市内にもいろいろスポーツジムとかがあるかと思っておりますので、広告とか載せるのであれば、そういったところにも呼びかけいただいて、近くにそういった広告を載せると、市民の方が潜在的にはなんかせなんいかんて思っちゃると思っておりますので、勝手にそういうことに取り組んでいただくというような方向に意識を向けていただければ、あまりお金使わずに市民の方が勝手にやってくれるというような工夫をしていただければと思っております。

先程の資料1の計画の際にもですね、健康推進課さんはいろいろ「すらっ〜と！」とかを発行されたり、出前講座とかをされていると思っておりますので、ひょっとしたらそういったところをされているかと思っておりますので、ますます、そんなのを力入れていただければと思います。ちなみに今こういった取組をこういった場面でされているのでしょうか。

○議長：会長

今、委員さんのご意見を受けて、どうですか。

○健康推進課課長

ご意見ありがとうございます。啓発につきましては、先程、資料にも載せております市報に折り込んだ生活習慣病予防通信や、ホームページにも生活習慣の予防のコラム等も掲載して周知を行っております。また、必要に応じて健康教育のご相談がございますので、そういった場面では、健診の受診、早期発見、早期治療の説明をしているところでございます。この啓発周知については、今後も場面等とらえながら、実施していきたいと思っております。

また、健康づくり応援ポイント事業も行っておりまして、登録いただいている団体が、現在25団体ございますので、このような団体にも健診の必要性といったところも今後周知

して参りたいと考えております。

○議長：会長

よろしゅうございますか。はい、委員さん。

○委員

自分も十何年前指導を受けた立場から、健診を受けまして、ちょっと肥満気味になったもので、電話がかかってきまして、指導を受けまして大変助かりました。その人の個人の思いといいますか、その人の健康に対するあれがあれば、受けやすいのかなと。広がりやすいのかなとは思うところであります。

○議長：会長

やっぱり、意識の向上を持たせるためには、いかにするかと。大事ですもんね。

○委員

大事です。今につながっています。

○議長：会長

はい、他にご意見をちょうだいすれば結構ですけど。よろしゅうございますか。他になればここで議事を終了するということになりますけれども、それでよろしゅうございましょうか。はい、特段なければこれで議事を終了したいと思います。皆様のご協力により、会議をスムーズに進行することができました。どうもありがとうございました。

それでは、この後は事務局へお渡しします。よろしくお願いします。

○国保ねんきん課課長補佐

はい。議長をお務めいただきました徳田会長、誠にありがとうございました。それと熱心なご審議をいただきました委員の皆様方には大変お世話になりました。

せっかくの集まりの機会でございます。本日の会議以外のことで、ご出席の皆様から何かしらご意見とか、ご発言とか、またはご連絡などがあれば承りますがいかがでしょうか。

○委員

すみません。健康づくりで、何かアプリを入れて参加するのがあるんですけど。あれで熊本県全部がやっているけど、八代はどれくらいの人に参加して、そういうデータの公表とかはあるのかなと思って、お尋ねしたいと思います。

○国保ねんきん課課長補佐

健康推進課さん、わかりますか。

○健康推進課課長

健康づくりのアプリ、熊本スマートライフのアプリについては、市で登録いただいているのが、250名程でございます。県がアプリを提供している事業でございまして、歩数を記録したり健康管理を行うことができます。本市では、健康づくり応援ポイント事業がありまして、紙の台紙ですが、ポイントを付与して、ポイントがたまると抽選で賞品があ

たるという事業をしておりますが、こちらについても、今現在、アプリの導入の検討を進めておりますので、アプリとかできましたら、若い世代の方も取り込みながら、実施をしていきたいと考えております。

○委員

すみません。その紙でやっている八代市の分は、どのくらいの人が参加しているのかわかるんですか。

○健康推進課課長

はい。健康ポイント事業の台紙の配布については、例年台紙のほうは1万枚近く準備をしているところで、希望される方に配付したり、企業や団体のほうにも配布をしております。ポイントが貯まって、応募いただいている方の数ですが、令和4年度では527名の方がポイント台紙のほうの応募をされております。全体の5パーセントとなっています。令和5年度が現在応募期間中でございまして、2月の末まで応募ができますので、お持ちの方で取り組んでいただいている方については、応募をお待ちしております。よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課課長補佐

その他に何かございませんでしょうか。

○委員

5ページなんですが、納税課長にお尋ねしたいんですが、令和4年度末現在の滞納累積額は約6億8,400万ということなんですが、かなり大きな金額なんですけれども。この内、納税課として、滞納処分の執行停止、つまり処理を済ませておられる分というのは、だいたい4年度末現在でも結構ですので、おいくらぐらいになるんでしょうか。

○納税課課長

滞納繰越分のその整理済みの分ということになるかと思うんですが、すいません、今日その分の資料については持ってきておりませんので、また、改めて連絡させていただきます。

○委員

かなりの分は処理をすませておられるってことですね。

○納税課課長

そうですね。ある程度は進んでおりまして、今後滞納繰越がそれによって、徴収するほうで減っていくというのと、緩和措置によって減っていくというのを一応両輪で推進しておりますので、その分が、滞納繰越が減ることによって、現年度分の徴収に注力していくというふうな考え方で進めているところです。

○委員

わかりました。

○国保ねんきん課課長補佐

その他、ございませんでしょうか。それでは、事務局の方から何かありますでしょうか。

○国保ねんきん課保険税係長

はい、では事務局から。次回の協議会の開催日は、１０月、１１月頃を予定しております。その際は、税率の諮問等を考えております。開催日程が決まりましたら、お知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○閉会：国保ねんきん課課長補佐

その他、ありませんでしょうか。

それでは改めまして、委員の皆様、本日はお忙しい中に、第２回八代市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、また、長時間にわたる熱心なご審議ご協議、ご発言等、ご意見等いただきまして大変お世話になりました。

今後とも、本市の国保事業に対しまして、ご指導、ご協力をお願い申し上げまして、本日の会議を閉会といたしたいと思っております。誠にありがとうございました。